

被保険者証の更新をお忘れなく！

現在、皆さんがお持ちの国民健康保険被保険者証は、有効期限が平成17年3月31日までとなっております。被保険者証の更新を行いますので、現在お持ちの被保険者証と印鑑を持参のうえ、必ず更新をしてください。尚、更新をしないで旧被保険者証で受診された場合、医療費が全額本人負担となりますので、ご注意ください。

新しい被保険者証は、4月1日から有効となりますので、3月末までに初診を受ける予定の方は、更新の際、担当者にご相談ください。

問合せ先

上島町各総合支所住民課・住民福祉課
TEL 77-2500

INFORMATION

お知らせ & ご案内 3月

上島町公営駐車場使用者募集

上島町では、公営駐車場の使用者を、次の要領で募集します。

- 申込資格 上島町に居住していること。(住民登録)
- 使用期間 平成17年4月1日(平成18年3月31日(1年間))
- 駐車場の名称及び位置

名称	位置
岳ノ下2組駐車場	弓削下弓削121番地3
岳ノ下4組駐車場	弓削下弓削212番地2
岳ノ下5組駐車場	弓削下弓削21番地7
立石港第1駐車場	生名南立石
立石港第2駐車場	生名立石港
立石港第3駐車場	生名物揚場
生名港第1駐車場	生名生名港
西下駐車場	岩城1424番地
小村駐車場	岩城749番地

- 使用料 1ヶ月分を毎月末までに納入のこと。※使用料については、上島町各支所にお問合せください。
- 申込方法 各支所備え付けの申込書に記載のうえ、各支所へ提出。
- 申込期限 平成17年3月25日(金)
- ※現在、使用許可を受けている方も、引き続き使用を希望される場合は、再度、申込書を提出してください。
- 問合せ先
 - 弓削生活事業課 TEL 77-2500
 - 生名産業建設課 TEL 76-2224
 - 岩城産業建設課 TEL 75-2500

「上島町生名船舶」高齢者優待乗船券の交付について

この度、上島町では、高齢者の方々に、生名船舶高齢者優待券を交付することになりました。(生名地区においては、既に交付されています。)

上島町在住の満75歳以上の方が対象となりますので、生名船舶を利用される方は、各支所に置いてあります「優待乗船券申請書」に記載・押印し提出してください。

申請・問合せ先

- 弓削生活事業課 TEL 77-2500
- 生名産業建設課 TEL 76-3000
- 船舶事務所 TEL 76-2224
- 岩城産業建設課 TEL 75-2500
- 魚島産業建設課 TEL 78-0011

ご利用ください

上島町奨学金貸付制度

学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等に経済的な理由で進学することの難しい人に、その学資の一部を貸付ける「上島町奨学金貸付制度」がありますので、ご利用ください。

奨学金を借りるための資格

- ① 上島町に居住している者の子弟又は被扶養者である人
- ② 学業成績が良好で進学意欲が旺盛である人
- ③ 心身ともに堅実である人
- ④ 経済的理由で進学の難しい人
- 貸付の限度額
 - 高等学校生徒・高等専門学校学生等 月額3万円
 - 大学生等 月額5万円
- 申請書類等
 - ① 保証人2名、② 奨学金貸付申請書

- ③ 学校長の意見書、④ 学業成績証明書(最終2年間)、⑤ 医師の健康診断書、⑥ 高等学校、高等専門学校、大学等の在学証明書(入学後)、⑦ 住民票の写し(家族全員)、⑧ 所得証明書又は源泉徴収票

申請期間

毎年3月1日～4月10日

償還方法

貸付期間が満了した後、6ヶ月据置き以後、10年以内年賦又は月賦により償還。

問合せ先

上島町教育委員会各支所

愛媛大学地域創成研究センターリーガルクリニック研究会主催 無料法律相談

愛媛大学では、次のとおり無料法律相談を開催します。

日時

弓削：3月9日(水) 午後2時～午後4時30分
岩城：3月10日(木) 午前中

場所

弓削：せとうち交流館 岩城：生活文化センター

担当者

愛媛大学法律担当教員6名

相談の内容

- 契約に関する問題
- 不動産に関する問題
- 不法行為に関する問題
- 相続・遺言に関する問題
- 離婚に関する問題
- 成年後見に関する問題 その他

問合せ先

愛媛大学法文学部総合政策学科 竹内康博
TEL 089-927-9276

しまなみ縦走2005開催

「しまなみ縦走」は、自転車・歩行車道のある「しまなみ海道」の特色を生かしたスタンプリーです。各橋・島ごとに設けた16箇所のチェックポイントを「自転車」又は「徒歩」で回っていただきます。競争形式ではなく、開催2日間の間に、好きな時に好きな順番でチェックポイントを回ってください。

■開催日時 3月19日(土)～20日(日)
※雨天でも開催します。

■参加方法

事前申込み等は必要ありません。参加費は無料で、どこから出発されても構いません。

チラシ及びスタンプ台紙は、各チェックポイント及び上島町各総合支所等で入手できます。

■完走証及び記念品

完走者には、漏れなく参加記念のワッペンを差し上げます。また、全てのチェックポイントを通過された方には、完走証及び記念品を差し上げます。

■問合せ先

本州四国連絡橋公団第三管理局
TEL 0848-222-5211

■ホームページ

<http://www.hsba.go.jp/>

育児・介護休業法が変わります

平成17年4月1日から

育児や介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすくなるために、育児・介護休業法が改正されます。

■改正のポイント

①一定の範囲の期間雇用者も、育児休業・介護休業がとれるようになります。

②子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業がとれるようになります。

③対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業ができるようになります。期間は通算して(延べ)93日まで

④小学校就学前の子を養育する労働者は、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取ることができるようになります。

※育児・介護休業法の規定は、企業や事業所の規模を問わず適用されます。また、労働者の性別を問わず適用されます。

※事業主は、業務の繁忙などを理由に育児休業・介護休業の取得を拒むことはできません。

■問合せ先

愛媛労働局雇用均等室
TEL 089-935-5222

ペイオフ解禁の範囲が拡大されます

平成17年4月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金は、「決済用預金(※)」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます。具体的にどの預金「決済用預金」に該当するか等の

詳細は、金融機関の窓口等にお問合せください。

※決済用預金は、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

■問合せ先 四国財務局

TEL 087-831-2131

介護を優しくサポート 愛媛県在宅介護研修センター

昨年、愛媛県在宅介護研修センターがオープンしました。

この研修センターでは、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、介護に当たる家族や介護ボランティアの方の介護力が向上する研修を行うほか、介護専門職員など施設職員の方にも、より実践的な研修を行います。

■主な研修内容

- 介護ボランティア入門研修
介護ボランティアを目指す方
- 高齢者と介護者の同伴研修
高齢者及び介護者へ同伴
- 介護家族ふれあい研修
介護家族へ親子・夫婦等
- 入浴セミナー
入浴が不自由な高齢者と介護者

■利用時間

9時～17時(宿泊可)

※月曜日休館

■場所 松山市末町甲9-1

■問合せ先

指定管理者

NPO法人 愛と心えひめ

TEL 089-914-0721

愛媛WORK 愛媛県若年就職支援センター

若者に就職関連サービスをワンストップで提供し、将来の愛媛県経済を担う若者の育成を目指す「愛WORK」が開設されています。

■場所

松山市湊町3丁目4-6

松山銀天街GET!4階

■開所日時

平日の8時30分～17時

(定休日:土日・祝日・年末年始)

■主な事業内容

- きめ細やかな就職相談
- 職業紹介
- 就職活動支援
- 専門能力習得支援
- 起業・創業支援
- Uターン促進活動

■問合せ先

TEL 089-913-8686

URL <http://www.ai-work.jp>

～早期発見するならマンモグラフィー～ 乳がん予防検診のご案内

J A越智今治弓削支所では、次のとおりマンモグラフィーによる乳がん検診を行います。

■日時 平成17年3月10日(木)
(受付:8時30分～午後2時)

■場所 J A越智今治弓削支所

■検診料金 3,990円

■申込み・問合せ先

J A越智今治弓削営農センター
(担当:山下) TEL 77-3135